

新潟市国際交流推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 新潟市は、本市の青少年と諸外国（特に、海外の姉妹・友好都市を中心として）の青少年との相互の交流を通じて、国際社会に寄与する青少年を育成するとともに、本市と諸外国との友好親善を図るため、新潟市国際交流推進事業（以下「国際交流」という。）を実施するものとし、その実施について必要な事項は、この要綱に定めるところによるものとする。

(交流事業)

第2条 交流事業は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 青少年の海外派遣に関すること
- (2) 諸外国の青少年の受入れに関すること
- (3) 国際親善交流に関する啓発及び普及に関すること
- (4) 国際親善交流に関する調査研究に関すること
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(事業計画)

第3条 交流事業に関する計画（以下「事業計画」という。）は、毎年度教育委員会が定める。

(被派遣者の資格)

第4条 この事業計画に基づいて海外に派遣される青少年（以下「被派遣者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て具備している者とする。

- (1) 市内の小学校、中学校、市立中等教育学校及び市立高等学校に在籍する児童生徒
- (2) 学校、青少年団体又は職域（以下「学校等」という。）において活発な活動を行っている者で、学校等の長の推薦を受けた者
- (3) 心身ともに健康で、海外派遣後に引き続き学校等において指導的役割を果たすことができる者
- (4) 国、県及び市が実施した海外派遣事業による海外渡航歴がない者

(研修)

第5条 被派遣者は、次の各号に掲げる研修を受けなければならない。

- (1) 事前研修
- (2) 事後研修

(被派遣者の義務)

第6条 被派遣者は、派遣計画及び派遣団長等の指示に従って規律ある団体行動をとらなければならない。

(帰国後の活動)

第7条 被派遣者は、帰国後、訪問国において視察し、体験してきた結果について教育委員会に報告書を提出しなければならない。また、学校等においても成果を報告するものとする。

2 被派遣者は、帰国後にその成果を十分に活用し、自ら積極的に本市の青少年活動のため、指導的役割を果たすよう努めなければならない。

(経費の負担)

第8条 海外派遣に要する経費のうち、研修費、渡航運賃及び国内交通費の合計金額の3分の2の額、滞在費並びにその他教育委員会が認めるものは市の負担とし、渡航運賃及び国内交通費の合計金額の3分の1の額並びにその他諸経費（パスポート申請等の渡航手続きに必要な経費、海外旅行保険の経費、派遣中・研修中の疾病、事故等に要する経費等）は被派遣者の負担とする。

ただし、市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む。）については、被派遣者の負担する経費のうち、渡航運賃及び国内交通費の合計金額の3分の1の額は市の負担とする。

(参加の手続き)

第9条 交流事業に参加しようとする者は、次の各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 参加申込書（第1号様式）

(2) 履歴書（第2号様式）

(3) 健康診断書（第3号様式）

(4) 学校等の長の推薦書（第4号様式）

(5) 保護者又は勤務先責任者の承諾書／本人の誓約書（第5号様式）

(被派遣者の選考及び決定)

第10条 被派遣者の選考は、第12条に規定する選考委員会が行うものとする。

2 教育委員会は、被派遣者として決定した者が良好な成績で事前研修を終了した場合に被派遣者として決定するものとする。

(被派遣者の取り消し等)

第11条 教育委員会は、被派遣者として決定した者が派遣前又は派遣期間中において不適格と認められたとき、又は虚偽の申込みをしたことが判明したときは、被派遣者としての資格を取り消すものとする。

2 前項の規定により派遣期間中に被派遣者として資格を取り消された者は、その時点で帰国させるものとし、帰国に要する経費及び教育委員会が必要と認める以外の経費は、本人の負担とする。

3 前項に定めるもののほか、被派遣者が本人の都合により参加をとりやめたとき又は海

外派遣前に被派遣者としての資格を取り消されたときは、それまでに要した経費のうち教育委員会が必要と認めるもの以外は本人の負担とする。

(選考委員会)

第 12 条 被派遣者を選考するため、新潟市国際交流推進事業海外派遣被派遣者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、当該各号に定める職にある者を充てる。

(1) 委員長 教育長

(2) 委員 教育次長、学校支援課長及び担当指導主事

3 選考委員会は、被派遣者を書面審査、作文及び面接により選考するものとする。

4 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長を務める。

5 選考委員会の庶務は、教育委員会学校支援課において処理する。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。